

## 審 査 基 準

平成31年 2月14日作成

法 令 名 : 道路交通法
根 拠 条 項 : 第56条第1項
処 分 の 概 要 : 設備外積載の許可
原権者 (委任先) : 警察署長 (高速自動車国道等における交通警察に関する事務を 処理する警視以上の警察官)
法 令 の 定 め : 道路交通法第58条 (制限外許可証の交付等) 道路交通法施行令第24条 (制限外許可の条件) 道路交通法施行規則第8条 (制限外許可証の様式等)
審 査 基 準 : 別紙1参照
標 準 処 理 期 間 : 5日 (行政庁の休日は含まない。)
申 請 先 : 申請書は、車両の出発地を管轄する警察署又は分庁舎の交通課 (高速自動車国道にあっては高速道路交通警察隊) 窓口に提出し て下さい。
問 い 合 わ せ 先 : 別紙2参照
備 考 :

## 別紙 1

許可の申請を受理した警察署長は、当該申請に係る許可対象行為が積載場所の指定により、1、2両方の条件を満たすこととなると認めるときは許可をすることができる。

### 1 車両の構造に関する基準

当該設備外積載を許可する場合において、当該車両が(1)、(2)両方の条件を満たさなければならない。

- (1) 当該許可申請に基づく積載行為をして運転する場合において、道路交通に関する法令（行政手続法第2条第2号に規定する法令をいう。以下各審査基準において同じ。）に違反しないこと
- (2) (1)のほか、制動能力や操作性の低下等に起因する運転上の危険が生ずるおそれがないこと

### 2 道路又は交通の状況に関する基準

出発地から目的地までの道路に著しく幅員の狭い部分がある場合や交通の頻繁な場所がある場合等において、当該車両が通行することによって通行道路及び周辺道路の交通流を阻害し、又は他の道路利用者に対して危害を及ぼすなど道路交通の安全と円滑に支障を及ぼすおそれがないこと。

## 別紙 2

## 関係所属所在地一覧表

所属名	担当課	所在地	電話番号
金沢中警察署	交通第一課	金沢市下本多町六番丁15番地 1	(076)-222-0110
金沢東警察署	交通第一課	金沢市元町 2 丁目15番 1 号	(076)-253-0110
金沢西警察署	交通第一課	金沢市金石本町イ 1 番地 1	(076)-266-0110
大聖寺警察署	交 通 課	加賀市大聖寺東町 1 丁目 1 番地	(0761)-72-0110
小松警察署	交 通 課	小松市上小松町乙163番地 1	(0761)-22-0110
能美警察署	交 通 課	能美市三道山町チ28番地	(0761)-57-0110
白山警察署	交通第一課	白山市倉光九丁目11番地 1	(076)-216-0110
鶴来庁舎		白山市月橋町644番地	(076)-272-1161
津幡警察署	交 通 課	河北郡津幡町字加賀爪ヌ40番地の 3	(076)-289-0110
羽咋警察署	交 通 課	羽咋市旭町ユ20番地 4	(0767)-22-0110
七尾警察署	交 通 課	七尾市藤橋町亥部45番地 1	(0767)-53-0110
輪島警察署	交 通 課	輪島市杉平町鬼田 1 番地の 4	(0768)-22-0110
穴水庁舎		鳳珠郡穴水町字川島カ 4 番地の 1	(0768)-52-0110
珠洲警察署	交 通 課	珠洲市上戸町北方ろ字15番地 1	(0768)-82-0110
能登庁舎		鳳珠郡能登町字宇出津ウ字76番地	(0768)-62-1334
高速道路交通警察隊		金沢市神野町東170番地	(076)-225-0110